

教 総 号 外
令和3年4月12日

市内各小中学校長 様

天童市教育委員会
教育長 相 澤 一 彦
(公印省略)

学校体育施設開放事業に係る利用制限期間の延長について（通知）

日頃、市内の小学校及び中学校における学校体育施設の開放事業につきまして、御配慮と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、山形市を対象に発出されている独自の緊急事態宣言について、現在も多くの新規感染者が確認されていることから、4月25日まで延長されることになりました。

つきましては、学校開放事業の利用について、下記のとおり制限の期間を延長しますので、利用者の方への周知方、よろしくお願いいたします。

記

1 利用制限の期間

- (1) 変更前 令和3年3月24日（水）から4月11日（日）まで
- (2) 変更後 令和3年3月24日（水）から4月25日（日）まで

2 利用制限の内容（変更なし）

- (1) 市外在住の方は利用を控えること。
- (2) 他のチームとの合同練習や交流試合による学校体育施設の利用は控えること。

3 その他

- (1) 利用制限については、山形県内の感染状況により変更する場合があります。
- (2) 引き続き「天童市学校体育施設開放新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン」に記載の事項を遵守して利用していただくよう、周知方よろしくお願いいたします。
- (3) 市のホームページにも利用制限について掲載します。

天童市教育委員会教育総務課管理係
担当 並木
TEL 023-654-1111(内線 813)